

平成21年6月10日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

異議申立てに関する決定案について

(平成19年12月12日付議第24号、平成20年2月
6日付議第1号及び第2号、同年6月11日付議第5号、
同年10月8日付議第7号、同年12月10日付議第8号
及び第10号、平成21年1月21日 付議第1号並びに
同年3月11日付議第3号及び第4号)

(連絡先)

電波監理審議会事務局

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議担当課

総務省総合通信基盤局電波環境課

(山田電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る 異議申立てに関する決定案について

1 決定案の対象となる異議申立て

異議申立人	付議番号	付議年月日
個人	平成 19 年付議第 24 号	平成 19 年 12 月 12 日
	平成 20 年付議第 1 号	平成 20 年 2 月 6 日
	平成 20 年付議第 2 号	平成 20 年 2 月 6 日
	平成 20 年付議第 5 号	平成 20 年 6 月 11 日
	平成 20 年付議第 7 号	平成 20 年 10 月 8 日
	平成 20 年付議第 10 号	平成 20 年 12 月 10 日
	平成 20 年付議第 3 号	平成 21 年 3 月 11 日
短波放送受信者 95 名	平成 20 年付議第 8 号	平成 20 年 12 月 10 日
短波放送受信者 97 名	平成 21 年付議第 1 号	平成 21 年 1 月 21 日
短波放送受信者 100 名	平成 21 年付議第 4 号	平成 21 年 3 月 11 日

2 異議申立ての概要

- ・個人（平成 19 年付議第 24 号、平成 20 年付議第 1 号及び第 2 号）

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分の根拠となっている現行の技術基準は、科学的に誤っており、隣家における漏洩電界強度を周囲雑音レベル以下に抑制し得ない。従って、この技術基準を満たす広帯域電力線搬送通信設備が一般家庭で使用された場合、隣家における短波放送の受信が妨害を受け、放送を聴取する権利が侵害される。

現行の技術基準に基づく広帯域電力線搬送通信設備は、無線通信等への影響が少ないと判断される設備ではないので、そもそも型式指定することはできない。

したがって、異議申立てに係る広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分の取消しを求める。

- ・個人（平成 20 年付議第 5 号、第 7 号、第 10 号及び平成 21 年付議第 3 号）

本件型式指定処分の根拠となっている現行の技術基準は、策定時に重大な事実誤認をしているため、漏洩電界強度について何ら有効な規制にはなっていない。そのため隣家の短波放送受信設備による短波放送の受信が必然的に妨害を受ける。

現行の技術基準に基づく広帯域電力線搬送通信設備は、無線通信等への

影響が少ないと判断される設備ではないので、そもそも型式指定することはできない。

当該設備が一般家庭で使用された場合に、隣家における短波放送の受信設備が妨害を受けることは明らかであり、そのような有害な設備に型式の指定を行ったことは誤りである。よって、当該設備の型式の指定の取消しを求める。

- ・ 短波放送受信者 95 名、97 名及び 100 名

異議申立てに係る広帯域電力線搬送通信設備が隣家で使用された場合、短波帯で行われる放送を受信することを目的として開設している申立人らの無線設備が有害な混信を被る危険性が極めて高いことから、本件型式指定処分を取り消すとの決定を求める。

3 議決された決定案の概要（議決された日：平成 21 年 6 月 10 日）

上記 1 の異議申立ては、いずれも広帯域電力線搬送通信設備に係る型式指定処分の名宛人ではない第三者からなされたものであり、その申立適格について審議した結果、異議申立人に法律上の利益がないため、却下する。

平成21年6月10日

無線従事者規則の一部を改正する省令案について
(平成21年6月10日 諮問第23号)

[無線従事者免許証のカード化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(小野寺検定試験官、稲見係長)

電話：03-5253-5875

無線従事者規則の一部を改正する省令案について

1 諮問の概要

無線従事者免許証（以下、「免許証」という。）を、日本工業規格(JIS X6301)に規定するサイズのプラスチックカード製に改めることで、耐久性と携帯性の更なる向上を図るとともに、現在3種類ある無線従事者免許申請書（以下「申請書」という。）を一種類に統一するほか、申請書に住民票コードを記載することで「氏名及び生年月日を証する書類（住民票の写し等）」の添付が省略できる現行規定に加え、申請者が既に他に無線従事者免許証等を保有している場合、当該免許証等の番号を記載することでも添付の省略が可能となるよう、無線従事者規則の一部を改正するものである。

2 改正の概要

- (1) 申請書に添付する写真の大きさを統一する。（第46条第1項第3号関係）
- (2) 「氏名及び生年月日を証する書類」の添付が省略できる条件に、申請者が既に他の免許証等を有する場合、当該免許証等の番号を申請書に記載することを追加する。（第46条第2項関係）
- (3) 免許証様式改正により、氏名変更による免許証記載事項を訂正する場合、新たな免許証を再交付する方法のみとなることから、訂正申請に係る規定を削除するとともに、関連規定を整備する。（第48条及び第49条並びに第50条関係）
- (4) 申請書の様式を統一し、(1)及び(2)と合わせて申請者の負担軽減を図る。（別表第11号様式関係）
- (5) 免許証様式を改正することにより、携帯性と耐久性の向上を図り、免許保有者の利便性の向上に資することとする。（別表第13号様式関係）

3 施行期日等

- (1) 平成22年4月1日施行予定
- (2) 改正無線従事者規則施行の日前に免許証の交付を受けている者が、氏名変更による訂正が必要となった場合、現行規定による訂正申請が行えるよう、経過措置を設ける。

平成21年6月10日

3.9世代移動通信システムの導入のための
特定基地局の開設に関する計画の認定について
(平成21年6月10日 諮問第24号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(瀬戸推進官、白壁係長)

電話：03-5253-5893

3. 9世代移動通信システムの導入のための 特定基地局の開設に関する計画の認定について

1 経 緯

3. 9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成21年総務省告示第248号。以下「3. 9世代開設指針」という。）に係る特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）の認定の申請については、平成21年4月3日から同年5月7日までの間、申請を受け付けたところ、次の者から認定の申請があった。

- ・ イー・モバイル株式会社
 - ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
 - ・ ソフトバンクモバイル株式会社
 - ・ KDDI 株式会社
 - ・ 沖縄セルラー電話株式会社
- （申請順）

2 認定に当たっての審査

開設計画の認定に当たっては、その申請が、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第27条の13第4項各号のいずれにも適合していることについて審査することとされている。同項各号に規定する開設計画の認定の審査基準は次のとおりである。

- (1) その開設計画が開設計針に照らし適切なものであること（法第27条の13第4項第1号）
- (2) その開設計画が確実に実施される見込みがあること（法第27条の13第4項第2号）
- (3) 開設計画に係る通信系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること（法第27条の13第4項第3号）

このうち(1)については、3. 9世代開設指針に基づき、次のとおり審査を行うこととされている。

- ① 地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ3. 9世代開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を1の申請とみなして、3. 9世代開設指針の規定を適用する。（3. 9世代開設指針第5項第2号ただし書）

- ② 開設計画の認定は、3.9世代開設指針第1項から第4項まで、第5項第2号及び第3号(1)から(4)まで並びに別表第2に規定する要件をすべて満たしている申請の数が1から4までの場合は当該申請に対してするものとし、5以上の場合はそれぞれの申請について別表第3の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが高い4の申請に対してするものとする。

なお、当該認定に係る法第27条の13第3項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。(3.9世代開設指針第5項第3号)

3 審査結果

2に基づき、申請のあった開設計画については、次のとおり審査を行った。

- (1) KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社については、地域ごとに連携する者として申請しているため、1の者とみなすこととした。
- (2) これを踏まえ、イー・モバイル株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社及びKDDI株式会社/沖縄セルラー電話株式会社の4の申請について、要件審査を行った。
- (3) 審査の結果は別紙2-1から2-4までのとおりであり、いずれの申請についても法第27条の13第4項各号の規定に適合するものと認められた。

なお、要件を満たしている申請の数が4であることから、3.9世代開設指針第5項第3号に基づく比較審査は行っていない。

以上より、申請のあった全ての開設計画について、認定をすることとした。

申請のあった各社の開設計画の概要

別紙1

事業者		イー・モバイル 株式会社	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ	ソフトバンクモバイル 株式会社	KDDI株式会社/ 沖縄セルラー電話株式会社
希望周波数帯		1.7GHz帯/10MHz	1.5GHz帯/15MHz	1.5GHz帯/10MHz	1.5GHz帯/10MHz
3.9 世代等 の導入	採用技術	DC-HSDPA LTE (5MHz, 2×2MIMO)	LTE (15MHz, 2×2MIMO)	DC-HSDPA LTE (5MHz, 2×2MIMO)	LTE (10MHz, 2×2MIMO)
	導入周波数帯	1.7GHz帯 (DC-HSDPA, LTE)	1.5GHz帯/2GHz帯 (LTE)	1.5GHz帯 (DC-HSDPA) 2GHz帯 (LTE)	800MHz帯/1.5GHz帯 (LTE)
	運用開始時期	2010年9月	2010年7月	2011年1月	2011年11月
	サービス開始時期	2010年9月	2010年12月	2011年7月	2012年12月
	エリア展開 (2014年度末)	6,388局 75.2%	20,700局 51.10%	9,000局 60.63%	29,361局 96.5%
	設備投資額 (2014年度末まで累計)	644億円	3,430億円	2,073億円	5,150億円
	加入数見込み (2014年度末)	295万加入	1,774万加入	541万加入	984万加入
1.5 GHz帯 ／ 1.7 GHz帯 の使用	採用方式	HSPA, DC-HSDPA LTE	LTE	HSPA, DC-HSDPA	LTE
	運用開始時期	2010年1月	2012年5月	2009年12月	2011年11月
	サービス開始時期	2010年1月	2012年度第3四半期	2010年4月	2012年12月
	エリア展開 (2014年度末)	6,676局 75.2%	5,700局 50.62%	10,000局 81.47%	6,361局 53.0%
	設備投資額 (2014年度末まで累計)	660億円	1,151億円	2,100億円	1,315億円

審査結果

申請者 イー・モバイル株式会社

審査項目	判定	審査概要
開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。(電波法(以下「法」という。)第二十七条の十三第四項第一号)		
開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項(開設指針第一項)		
無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4、第49条の6の5、第49条の6の9又は第49条の6の11に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、開設指針第二項第一号に定める周波数を使用するものであること。(開設指針第一項)	適	申請者が希望している特定基地局の範囲は、無線設備規則第49条の6の4(W-CDMA)、第49条の6の5(HSPA、DC-HSDPA)及び第49条の6の9(LTE)に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち、1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下の周波数を使用するものであることから、適当と認められる。
周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項(開設指針第二項)		
特定基地局に使用させることとする周波数は、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下及び1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下の周波数であること。(開設指針第二項第一号)	適	申請者が使用を希望している周波数は、1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下であることから、適当と認められる。
上記周波数の使用区域が全国であること。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる期間において、当該(一)又は(二)に定める周波数を使用する場合には、総務大臣が別に定める区域を除く。 (一) 平成21年4月3日から平成22年3月31日まで 1,477MHzを超え1,487MHz以下又は1,491MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数 (二) 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで 1,503.35MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数 (開設指針第二項第二号)	適	申請者が希望する周波数の使用区域は、全国であることから、適当と認められる。
当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項(開設指針第三項)		

開設計画の認定の日から5年以内に総合通信局の管轄区域ごとのカバー率がすべて100分の50以上になるように特定基地局を配置すること。(開設指針第三項)	適	申請者は、総合通信局の管轄区域ごとのカバー率が、平成26年6月までにすべて100分の50以上となるように特定基地局を配置することとしていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項(開設指針第四項)		
小セル化、適応多値変調方式その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を使用すること。(開設指針第四項)	適	申請者は、小セル化を実施することや、適応多値変調方式を用いることにより周波数利用効率を向上させることとしていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項(開設指針第五項)		
申請者が、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(一))	適	申請者は、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。
申請者が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員(組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。)ではないこと。(開設指針第五項第三号(二))	適	申請者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないことから、適当と認められる。
申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(三))	適	申請者の役員は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。
申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)(申請者と地域ごとに連携する者を除く。)が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(四))	適	申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。

開設指針別表第二に規定する開設計画の認定の要件（開設指針別表第二）		
開設計画の適切性及び計画実施の確実性		
広範な地域において電気通信役務の提供を可能とするための合理的かつ具体的な本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画を有していること。（開設指針別表第二第一号１）	適	申請者は、平成22年１月に特定基地局の運用を開始し、広範な地域において、平成26年６月末までに特定基地局を6,406局開設してカバー率を75.2%、同年度末までに特定基地局を6,676局開設してカバー率を75.2%とすることを計画していることから、広範な地域において電気通信役務の提供を可能とするための合理的かつ具体的な特定基地局の整備計画を有していると認められる。
開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力を有していること。（開設指針別表第二第一号２）	適	申請者は、次のとおり、現在営んでいる携帯電話事業において、基地局等のベンダ選定、整備等の実績を有しており、また、今後の基地局等のベンダ選定、整備等の合理的かつ具体的な計画を有していることから、円滑に特定基地局を整備するための能力を有していると認められる。 ・全国的な携帯電話事業を営んでおり、当該携帯電話事業において基地局等の全国的な整備の実績があること ・運用開始の予定期日を見据えたLTE等の導入計画を有しており、当該導入計画に従い、現時点においてDC-HSDPAについては基地局及びコアネットワークのベンダを選定済みであり、陸上移動局のベンダを選定中であるとともに、LTEについては基地局、陸上移動局及びコアネットワークのベンダを選定中であること ・中継回線は、既存の回線と大部分を共有することにより構築することとしていること ・設置場所は、既存の基地局への増設、

		併設等により確保することとしていること ・ 基地局の設置に当たっては、これまでも住民との合意形成を実施しており、今後もこれまでの実績を活かし、住民との合意形成を実施することとしていること ・ 基地局整備に係る工事は、現在営んでいる携帯電話事業で実績のある工事業者との関係を継続することとしていること
電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していること。(開設指針別表第二第一号3)	適	申請者は、次のとおり、現在営んでいる携帯電話事業において技術的な検討、実験、標準化の活動、技術要員の確保等の実績を有しており、また、今後の電気通信設備の設置及び運用の合理的かつ具体的な計画を有していることから、電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していると認められる。 ・ 平成20年12月からLTEの実験を開始するとともに、平成21年秋からのDC-HSDPAの技術的評価を実施する具体的な計画を有していること ・ ITU-Rや3GPPへ参画し、3.9世代移动通信システムの標準化に寄与していること ・ 現在営んでいる携帯電話事業において技術要員の確保の実績を有し、当該技術要員を活用することとしていること ・ 電気通信主任技術者も現在営んでいる携帯電話事業の要員を活用することとしていること
特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。(開設指針別表第二第一号4)	適	申請者は、次のとおり、設備投資等に対して必要な資金を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していることから、特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継

		続的に運営するために必要な財務的基礎を有していると認められる。 ・ 特定基地局の整備に 660 億円の設備投資（なお、DC-HSDPA 及び LTE 合計で 644 億円の設備投資）を計画していること ・ 合理的かつ具体的な計画に基づけば、平成 21 年度に必要となる設備投資資金等は確保可能となり、平成 22 年度に事業収支が単年度黒字化し、その後の毎年度の事業収支は、黒字となるとされていること ・ 携帯電話事業に必要となる設備投資資金等は、合理的かつ具体的な計画に基づく事業収益により確保することとしていること ・ 不測の事態に備えて、金融機関等からの融資等の意向の表明があること
電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。（開設指針別表第二第一号 5）	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を共通化することを計画していることから、必要な対応体制が整備されると認められる。
関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。（開設指針別表第二第一号 6）	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において無線従事者を適切に配置しており、その従事者を活用することとしていることから、無線従事者を適切に配置すると認められる。
電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。（開設指針別表第二第一号 7）	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において、法令遵守、個人情報保護等に関する内部規程の策定や内部委員会の設置を行っており、また、顧客への対応について体制強化により対応を向上させることを計画していることから、関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すると認められる。
混信等の防止		

既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第二号1)	適	申請者は、3.9世代移動通信システムに係る情報通信審議会の答申にのっとり、サイトエンジニアリングの実施、フィルタの挿入等により対応することを計画していることから、混信等を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第二号2)	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において、干渉調整フローに基づき、適切な干渉対策を講じており、今後も事前協議を行った上で、対策を講ずることを計画していることから、混信等を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
電波の能率的な利用の確保		
開設計画の認定の日から5年以内に、総合通信局の管轄区域ごとの3.9世代移動通信システム等のカバー率がすべて100分の50以上になるように3.9世代移動通信システム等の基地局等を配置するための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第三号1)	適	申請者は、総合通信局の管轄区域ごとの3.9世代移動通信システム等のカバー率がすべて100分の50以上になるように、平成22年9月にDC-HSDPAの基地局の運用を開始し、平成26年6月末までにDC-HSDPA及びLTEの基地局を合計で6,118局開設してカバー率を75.2%、同年度末までに当該基地局を合計で6,388局開設してカバー率を75.2%とする合理的かつ具体的な計画を有していることから、適当と認められる。
申請者に係る第3世代移動通信システムを使用する電気通信業務を行うことを目的とする無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること(開設指針第四項及び別表第二第三号1に掲げる事項を除く)。(開設指針別表第二第三号2)	適	申請者は、小セル化の実施等により電波の能率的な利用に努めるとともに、既存の携帯電話事業に係る基地局の増設について具体的な計画を有していることから、電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与		

	第3世代移動通信システムに係る電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許又は開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による第3世代移動通信システムの利用を促進するための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第四号1) 別表第二第四号1のほか、特定基地局を開設計画して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること。(開設指針別表第二第四号2)	適	申請者は、現在営んでいる第3世代移動通信システムに係る電気通信業務においてMVNOのための受付窓口の設置や卸標準プランの公開の実績を有している。また、DC-HSDPAやLTEについても標準プランを公開するとともに、技術条件や提供条件等も公開し、自社サービスと同時期にMVNOがサービスを提供できるように取り組むこと等を計画していることから、MVNOによる第3世代移動通信システムの利用を促進するための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。 申請者は、モバイルブロードバンドサービスによる伝送速度の大幅な高速化を計画していること等から、特定基地局を開設計画して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すると認められる。
	開設計画が確実に実施される見込みがあること(法第二十七条の十三第四項第二号)	適	基地局の整備、資金の調達、体制の整備等に係る計画の合理性、具体性等から、開設計画が確実に実施される見込みがあると認められる。
	開設計画に係る通信系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること(法第二十七条の十三第四項第三号)	適	申請者が周波数の使用を希望している区域内において、現在、1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下の周波数を使用して開設している無線局はなく、周波数の割当ては可能であると認められる。

審査結果

申請者 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

審査項目	判定	審査概要
開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。(電波法(以下「法」という。)第二十七条の十三第四項第一号)		
開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項(開設指針第一項)		
無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4、第49条の6の5、第49条の6の9又は第49条の6の11に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、開設指針第二項一号に定める周波数を使用するものであること。(開設指針第一項)	適	申請者が希望している特定基地局の範囲は、無線設備規則第49条の6の9(LTE)に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数を使用するものであることから、適当と認められる。
周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項(開設指針第二項)		
特定基地局に使用させることとする周波数は、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下及び1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下の周波数であること。(開設指針第二項第一号)	適	申請者が使用を希望している周波数は、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下であることから、適当と認められる。
上記周波数の使用区域が全国であること。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる期間において、当該(一)又は(二)に定める周波数を使用する場合には、総務大臣が別に定める区域を除く。 (一) 平成21年4月3日から平成22年3月31日まで 1,477MHzを超え1,487MHz以下又は1,491MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数 (二) 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで 1,503.35MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数 (開設指針第二項第二号)	適	申請者が希望する周波数の使用区域は、全国(平成26年3月31日までの間は、1,500.9MHzを超え1,510.9MHzの周波数を使用する場合には、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、四国総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域に限る。)であることから、適当と認められる。
当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項(開設指針第三項)		

開設計画の認定の日から5年以内に総合通信局の管轄区域ごとのカバー率がすべて100分の50以上になるように特定基地局を配置すること。(開設指針第三項)	適	申請者は、総合通信局の管轄区域ごとのカバー率が、すべて100分の50以上となるように平成26年6月までに特定基地局を配置することとしていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項(開設指針第四項)		
小セル化、適応多値変調方式その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を使用すること。(開設指針第四項)	適	申請者は、小セル化を実施することや、適応多値変調方式を用いることにより周波数利用効率を向上させることとしていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項(開設指針第五項)		
申請者が、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(一))	適	申請者は、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。
申請者が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員(組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。)ではないこと。(開設指針第五項第三号(二))	適	申請者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないことから、適当と認められる。
申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(三))	適	申請者の役員は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。
申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)(申請者と地域ごとに連携する者を除く。)が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(四))	適	申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。

開設指針別表第二に規定する開設計画の認定の要件（開設指針別表第二）		
開設計画の適切性及び計画実施の確実性		
広範な地域において電気通信役務の提供を可能とするための合理的かつ具体的な本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画を有していること。（開設指針別表第二第一号1）	適	申請者は、平成24年5月に特定基地局の運用を開始し、広範な地域において、平成26年6月末までに特定基地局を1,812局開設してカバー率を50.62% 同年度末までに特定基地局を5,700局開設してカバー率を50.62%とすることを計画していることから、広範な地域において電気通信役務の提供を可能とするための合理的かつ具体的な特定基地局の整備計画を有していると認められる。
開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力を有していること。（開設指針別表第二第一号2）	適	申請者は、次のとおり、現在営んでいる携帯電話事業において、基地局等のベンダ選定、整備等の実績を有しており、また、今後の基地局等のベンダ選定、整備等の合理的かつ具体的な計画を有していることから、円滑に特定基地局を整備するための能力を有していると認められる。 ・全国的な携帯電話事業を営んでおり、当該携帯電話事業において基地局等の全国的な整備の実績があること ・運用開始の予定期日を見据えたLTEの導入計画を有しており、当該導入計画に従い、現時点においてLTEの基地局及び陸上移動局のベンダを選定し開発中であるとともに、コアネットワークについてもベンダを選定し検証中であること ・中継回線は、新設や既存の回線との共用により構築することとしていること ・設置場所は、既存の基地局への併設、平成24年3月31日に終了する第2世代携帯電話の基地局の跡地の活用等により確保することとしていること

		・基地局の設置に当たっては、これまでも住民との合意形成を実施しており、今後もこれまでの実績を活かし、住民との合意形成を実施することとしていること ・基地局整備に係る工事は、現在営んでいる携帯電話事業で実績のある工事業者との関係を継続することとしていること
電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していること。（開設指針別表第二第一号3）	適	申請者は、次のとおり、現在営んでいる携帯電話事業において技術的な検討、実験、標準化の活動、技術要員の確保等の実績を有しており、また、今後の電気通信設備の設置及び運用の合理的かつ具体的な計画を有していることから、電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していると認められる。 ・平成19年7月からLTEの実験を開始していること ・ITU-Rや3GPPへ参画し、3.9世代移动通信システムの標準化に寄与していること ・現在営んでいる携帯電話事業において技術要員の確保の実績を有し、当該技術要員を活用することとしていること ・電気通信主任技術者も現在営んでいる携帯電話事業の要員を活用することとしていること
特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。（開設指針別表第二第一号4）	適	申請者は、次のとおり、設備投資等に対して必要な資金を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していることから、特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していると認められる。 ・特定基地局の整備に1,151億円の設

		備投資（なお、LTE は 1.5GHz 帯及び 2GHz 帯合計で 3,430 億円の設備投資）を計画していること ・毎年度の事業収支は、合理的かつ具体的な計画に基づき、黒字となるとされていること ・携帯電話事業に必要となる設備投資資金等は、合理的かつ具体的な計画に基づく事業収益により確保することとしていること
電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。（開設指針別表第二第一号 5）	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を活用し、また、第 2 世代携帯電話事業の終了後の稼働減少分を考慮し現状の規模を維持することを計画していることから、必要な対応体制が整備されると認められる。
関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。（開設指針別表第二第一号 6）	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において無線従事者を適切に配置しており、第 2 世代携帯電話事業の終了後の稼働減少分を考慮し現状の規模を維持することとしていることから、無線従事者を適切に配置すると認められる。
電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。（開設指針別表第二第一号 7）	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において、法令遵守、個人情報保護等に関する内部規程の策定や内部委員会・担当部門の設置を行っており、また、現状の顧客への対応体制により対応することを計画していることから、関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すると認められる。
混信等の防止		

既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第二号1)	適	申請者は、3.9世代移動通信システムに係る情報通信審議会の答申にのっとり、サイトエンジニアリングの実施、フィルタの挿入等により対応することを計画していることから、混信等を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第二号2)	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において、干渉調整フローに基づき、適切な干渉対策を講じており、今後も事前協議を行った上で、対策を講ずることを計画していることから、混信等を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
電波の能率的な利用の確保		
開設計画の認定の日から5年以内に、総合通信局の管轄区域ごとの3.9世代移動通信システム等のカバー率がすべて100分の50以上になるように3.9世代移動通信システム等の基地局等を配置するための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第三号1)	適	申請者は、総合通信局の管轄区域ごとの3.9世代移動通信システム等のカバー率がすべて100分の50以上になるように、平成22年7月にLTEの基地局の運用を開始し、平成26年6月末までに当該基地局を12,253局開設してカバー率を50.62%、同年度末までに当該基地局を20,700局開設してカバー率を51.10%とする合理的かつ具体的な計画を有していることから、適当と認められる。
申請者に係る第3世代移動通信システムを使用する電気通信業務を行うことを目的とする無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること(開設指針第四項及び別表第二第三号1に掲げる事項を除く)。(開設指針別表第二第三号2)	適	申請者は、小セル化の実施等により電波の能率的な利用に努めるとともに、既存の携帯電話事業に係る基地局等の増設について具体的な計画を有していることから、電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
電気通信事業の健全な発達と円滑な運用への寄与		

	第3世代移動通信システムに係る電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許又は開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による第3世代移動通信システムの利用を促進するための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第四号1)	適	申請者は、現在営んでいる第3世代移動通信システムに係る電気通信業務においてMVNOのための一元的な窓口の開設や卸契約約款の公開、相互接続についての接続約款等の公表の実績を有している。また、LTEについても窓口の開設、料金プランや申込手続、接続インタフェース条件の公表を進め、自社サービスと同時期にMVNOがサービスを提供できるようにすること等を計画していることから、MVNOによる第3世代移動通信システムの利用を促進するための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
	別表第二第四号1のほか、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること。(開設指針別表第二第四号2)	適	申請者は、高速かつ低遅延のモバイルネットワークの特長を生かした新たなサービスを提供する計画や災害時における対応計画を有していることから、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すると認められる。
	開設計画が確実に実施される見込みがあること(法第二十七条の十三第四項第二号)	適	基地局の整備、資金の調達、体制の整備等に係る計画の合理性、具体性等から、開設計画が確実に実施される見込みがあると認められる。
	開設計画に係る通信系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること(法第二十七条の十三第四項第三号)	適	申請者が周波数の使用を希望している区域内や運用開始の予定期日以降において、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数を使用して開設する無線局はなく、周波数の割当ては可能であると認められる。

審査結果

申請者 ソフトバンクモバイル株式会社

審査項目	判定	審査概要
開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。(電波法(以下「法」という。)第二十七条の十三第四項第一号)		
開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項(開設指針第一項)		
無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4、第49条の6の5、第49条の6の9又は第49条の6の11に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、開設指針第二項第一号に定める周波数を使用するものであること。(開設指針第一項)	適	申請者が希望している特定基地局の範囲は、無線設備規則第49条の6の4(W-CDMA)及び第49条の6の5(HSPA、DC-HSDPA)に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち、1,475.9MHzを超え1,485.9MHz以下又は1,485.9MHzを超え1,495.9MHz以下の周波数を使用するものであることから、適当と認められる。
周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項(開設指針第二項)		
特定基地局に使用させることとする周波数は、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下及び1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下の周波数であること。(開設指針第二項第一号)	適	申請者が使用を希望している周波数は、1,475.9MHzを超え1,485.9MHz以下又は1,485.9MHzを超え1,495.9MHz以下であることから、適当と認められる。
上記周波数の使用区域が全国であること。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる期間において、当該(一)又は(二)に定める周波数を使用する場合には、総務大臣が別に定める区域を除く。 (一) 平成21年4月3日から平成22年3月31日まで 1,477MHzを超え1,487MHz以下又は1,491MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数 (二) 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで 1,503.35MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数 (開設指針第二項第二号)	適	申請者が希望する周波数の使用区域は、全国(平成22年3月31日までの間は、関東総合通信局の管轄区域に限る)であることから、適当と認められる。
当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項(開設指針第三項)		

開設計画の認定の日から5年以内に総合通信局の管轄区域ごとのカバー率がすべて100分の50以上になるように特定基地局を配置すること。(開設指針第三項)	適	申請者は、総合通信局の管轄区域ごとのカバー率が、平成26年6月までにすべて100分の50以上となるように特定基地局を配置することとしていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項(開設指針第四項)		
小セル化、適応多値変調方式その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を使用すること。(開設指針第四項)	適	申請者は、小セル化を実施することや、適応多値変調方式を用いることにより周波数利用効率を向上させることとしていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項(開設指針第五項)		
申請者が、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(一))	適	申請者は、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。
申請者が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員(組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。)ではないこと。(開設指針第五項第三号(二))	適	申請者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないことから、適当と認められる。
申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(三))	適	申請者の役員は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。
申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)(申請者と地域ごとに連携する者を除く。)が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(四))	適	申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。

開設指針別表第二に規定する開設計画の認定の要件（開設指針別表第二）		
開設計画の適切性及び計画実施の確実性		
広範な地域において電気通信役務の提供を可能とするための合理的かつ具体的な本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画を有していること。（開設指針別表第二第一号１）	適	申請者は、平成21年12月に特定基地局の運用を開始し、広範な地域において、平成26年6月末までに特定基地局を7,850局開設してカバー率を67.12%同年度末までに特定基地局を10,000局開設してカバー率を81.47%とすることを計画していることから、広範な地域において電気通信役務の提供を可能とするための合理的かつ具体的な特定基地局の整備計画を有していると認められる。
開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力を有していること。（開設指針別表第二第一号２）	適	申請者は、次のとおり、現在営んでいる携帯電話事業において、基地局等のベンダ選定、整備等の実績を有しており、また、今後の基地局等のベンダ選定、整備等の合理的かつ具体的な計画を有していることから、円滑に特定基地局を整備するための能力を有していると認められる。 ・全国的な携帯電話事業を営んでおり、当該携帯電話事業において基地局等の全国的な整備の実績があること ・運用開始の予定期日を見据えたDC-HSDPA等の導入計画を有しており、当該導入計画に従い、現時点においてDC-HSDPAについては基地局のベンダを選定して設備の発注を計画中であるとともに、陸上移動局は試作機で実験中であり、LTEについては基地局、陸上移動局及びコアネットワークのベンダの選定を計画中であること ・中継回線は、既存の回線との共用により構築することとしていること ・設置場所は、平成22年3月31日に終了する第2世代携帯電話の基地局の跡地の活用等により確保することと

		していること ・基地局の設置に当たっては、これまでも住民との合意形成を実施しており、今後もこれまでの実績を活かし、住民との合意形成を実施することとしている ・基地局整備に係る工事は、現在営んでいる携帯電話事業で実績のある工事業者との関係を継続することとしていること
電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していること。(開設指針別表第二第一号3)	適	申請者は、次のとおり、現在営んでいる携帯電話事業において技術的な検討、実験、標準化の活動、技術要員の確保等の実績を有しており、また、今後の電気通信設備の設置及び運用の合理的かつ具体的な計画を有していることから、電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していると認められる。 ・平成21年2月からLTEの実験を開始するとともに、DC-HSDPAのエリア設計シミュレーションを実施済であること ・ITU-Rや3GPPへ参画し、3.9世代移动通信システムの標準化に寄与していること ・現在営んでいる携帯電話事業において技術要員の確保の実績を有し、当該技術要員を活用するとともに、第2世代携帯電話事業に係る技術要員も活用することとしていること ・電気通信主任技術者も現在営んでいる携帯電話事業の要員を活用することとしていること
特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。(開設指針別表第二第一号4)	適	申請者は、次のとおり、設備投資等に対して必要な資金を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していることから、特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継

		続的に運営するために必要な財務的基礎を有していると認められる。 ・特定基地局の整備に 2,100 億円の設備投資（なお、DC-HSDPA 及び LTE 合計で 2,073 億円の設備投資）を計画していること ・毎年度の事業収支は、合理的かつ具体的な計画に基づき、黒字となるとされていること ・携帯電話事業に必要となる設備投資資金等は、合理的かつ具体的な計画に基づく事業収益により確保することとしていること
電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。（開設指針別表第二第一号 5）	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を活用し、また、第 2 世代携帯電話事業の終了後は当該携帯電話事業に係る体制も使用することを計画していることから、必要な対応体制が整備されると認められる。
関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。（開設指針別表第二第一号 6）	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において無線従事者を適切に配置しており、その従事者を活用することとしていることから、無線従事者を適切に配置すると認められる。
電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。（開設指針別表第二第一号 7）	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において、法令遵守、個人情報保護等に関する内部規程の策定を行っており、また、顧客への対応について既存の体制を活用することを計画していることから、関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すると認められる。
混信等の防止		
既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有している	適	申請者は、3.9 世代移動通信システムに係る情報通信審議会の答申にのっとり、サイトエンジニアリングの実施、フィルタの挿入等により対応すること

	こと。(開設指針別表第二第二号 1)		を計画していることから、混信等を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
	既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第二号 2)	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において、干渉調整フローに基づき、適切な干渉対策を講じており、今後も事前協議を行った上で、対策を講ずることを計画していることから、混信等を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
電波の能率的な利用の確保			
	開設計画の認定の日から5年以内に、総合通信局の管轄区域ごとの3.9世代移動通信システム等のカバー率がすべて100分の50以上になるように3.9世代移動通信システム等の基地局等を配置するための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第三号 1)	適	申請者は、総合通信局の管轄区域ごとの3.9世代移動通信システム等のカバー率がすべて100分の50以上になるように、平成23年1月にDC-HSDPAの基地局の運用を開始し、平成26年6月末までにDC-HSDPA及びLTEの基地局を合計で7,900局開設してカバー率を60.63%、同年度末までに当該基地局を合計で9,000局開設してカバー率を60.63%とする合理的かつ具体的な計画を有していることから、適当と認められる。
	申請者に係る第3世代移動通信システムを使用する電気通信業務を行うことを目的とする無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること(開設指針第四項及び別表第二第三号 1に掲げる事項を除く)。(開設指針別表第二第三号 2)	適	申請者は、小セル化の実施等により電波の能率的な利用に努めるとともに、既存の携帯電話事業に係る基地局等の増設について具体的な計画を有していることから、電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
電気通信事業の健全な発達と円滑な運用への寄与			

	第3世代移動通信システムに係る電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許又は開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による第3世代移動通信システムの利用を促進するための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第四号1)	適	申請者は、現在営んでいる第3世代移動通信システムに係る電気通信業務において MVNO のための専門の窓口の公開や卸標準プランの公開の実績を有している。また、DC-HSDPA や LTE についても現在公開している卸標準プランを用いて MVNO への提供を行うこと等を計画していることから、MVNO による第3世代移動通信システムの利用を促進するための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
	別表第二第四号1のほか、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること。(開設指針別表第二第四号2)	適	申請者は、伝送速度の高速化を早期に実現することを計画していることから、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すると認められる。
開設計画が確実に実施される見込みがあること（法第二十七条の十三第四項第二号）		適	基地局の整備、資金の調達、体制の整備等に係る計画の合理性、具体性等から、開設計画が確実に実施される見込みがあると認められる。
開設計画に係る通信系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること（法第二十七条の十三第四項第三号）		適	申請者が周波数の使用を希望している区域内や運用開始の予定期日以降において、1,475.9MHz を超え 1,485.9MHz 以下又は 1,485.9MHz を超え 1,495.9MHz 以下の周波数を使用して開設する無線局はなく、周波数の割当ては可能であると認められる。

審査結果

申請者 KDDI 株式会社/沖縄セルラー電話株式会社

審査項目	判定	審査概要
開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。(電波法(以下「法」という。)第二十七条の十三第四項第一号)		
開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項(開設指針第一項)		
無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4、第49条の6の5、第49条の6の9又は第49条の6の11に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、開設指針第二項第一号に定める周波数を使用するものであること。(開設指針第一項)	適	申請者が希望している特定基地局の範囲は、無線設備規則第49条の6の9(LTE)に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち、1,475.9MHzを超え1,485.9MHz以下又は1,485.9MHzを超え1,495.9MHz以下の周波数を使用するものであることから、適当と認められる。
周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項(開設指針第二項)		
特定基地局に使用させることとする周波数は、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz及び1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下の周波数であること。(開設指針第二項第一号)	適	申請者が使用を希望している周波数は、1,475.9MHzを超え1,485.9MHz以下又は1,485.9MHzを超え1,495.9MHz以下であることから、適当と認められる。
上記周波数の使用区域が全国であること。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる期間において、当該(一)又は(二)に定める周波数を使用する場合には、総務大臣が別に定める区域を除く。 (一) 平成21年4月3日から平成22年3月31日まで 1,477MHzを超え1,487MHz以下又は1,491MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数 (二) 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで 1,503.35MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数 (開設指針第二項第二号)	適	申請者が希望する周波数の使用区域は、全国(平成24年3月31日までの間は、関東総合通信局の管轄区域に限る)であることから、適当と認められる。
当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項(開設指針第三項)		

開設計画の認定の日から5年以内に総合通信局の管轄区域ごとのカバー率がすべて100分の50以上になるように特定基地局を配置すること。(開設指針第三項)	適	申請者は、総合通信局の管轄区域ごとのカバー率が、平成26年6月までにすべて100分の50以上となるように特定基地局を配置することとしていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項(開設指針第四項)		
小セル化、適応多値変調方式その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を使用すること。(開設指針第四項)	適	申請者は、小セル化を実施することや、適応多値変調方式を用いることにより周波数利用効率を向上させることとしていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項(開設指針第五項)		
申請者が、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(一))	適	申請者は、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。
申請者が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員(組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。)ではないこと。(開設指針第五項第三号(二))	適	申請者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないことから、適当と認められる。
申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(三))	適	申請者の役員は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。
申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)(申請者と地域ごとに連携する者を除く。)が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(四))	適	申請者は地域ごとに連携する者であり、申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)(申請者と地域ごとに連携する者を除く。)は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。

開設指針別表第二に規定する開設計画の認定の要件（開設指針別表第二）		
開設計画の適切性及び計画実施の確実性		
広範な地域において電気通信役務の提供を可能とするための合理的かつ具体的な本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画を有していること。（開設指針別表第二第一号１）	適	申請者は、平成23年11月にLTEの特定基地局の運用を開始し、広範な地域において、平成26年6月末までに当該特定基地局を6,361局開設してカバー率を53.0%（同年度末においても同数）とすることを計画していることから、広範な地域において電気通信役務の提供を可能とするための合理的かつ具体的な特定基地局の整備計画を有していると認められる。
開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力を有していること。（開設指針別表第二第一号２）	適	申請者は、次のとおり、現在営んでいる携帯電話事業において、基地局等のベンダ選定、整備等の実績を有しており、また、今後の基地局等のベンダ選定、整備等の合理的かつ具体的な計画を有していることから、円滑に特定基地局を整備するための能力を有していると認められる。 ・全国的な携帯電話事業を営んでおり、当該携帯電話事業において基地局等の全国的な整備の確保の実績があること ・運用開始の予定期日を見据えたLTEの導入計画を有しており、当該導入計画に従い、現時点においてLTEの基地局のベンダを選定中であり、かつ、陸上移動局のベンダの選定を計画中であるとともに、コアネットワークのベンダを選定済であること ・中継回線は、既存設備の拡張・増強等により構築することとしていること ・設置場所は、既存の基地局への併設、基地局の跡地の活用等により確保することとしていること ・基地局の設置に当たっては、これま

		でも住民との合意形成を実施しており、今後もこれまでの実績を活かし、住民との合意形成を実施することとしていること ・基地局整備に係る工事は、現在営んでいる携帯電話事業で実績のある工事業者との関係を継続することとしていること
電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していること。（開設指針別表第二第一号3）	適	申請者は、次のとおり、現在営んでいる携帯電話事業において技術的な検討、実験、標準化の活動、技術要員の確保等の実績を有しており、また、今後の電気通信設備の設置及び運用の合理的かつ具体的な計画を有していることから、電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していると認められる。 ・平成22年1月からのLTEの実験について、具体的な計画を有していること ・ITU-Rや3GPPへ参画し、3.9世代移动通信システム標準化に寄与していること ・現在営んでいる携帯電話事業において技術要員の確保の実績を有し、今後1.2倍程度の要員増加を計画していること ・電気通信主任技術者は、現在営んでいる携帯電話事業の要員を活用することとしていること
特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。（開設指針別表第二第一号4）	適	申請者は、次のとおり、設備投資等に対して必要な資金を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していることから、特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していると認められる。 ・特定基地局の整備に1,315億円の設備投資（なお、LTEは800MHz帯及び

		1. 5GHz 帯合計で 5,150 億円) を計画していること ・毎年度の事業収支は、合理的かつ具体的な計画に基づき、黒字となるとされていること ・携帯電話事業に必要となる設備投資資金等は、合理的かつ具体的な計画に基づき、事業収益により確保することとしていること
電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。(開設指針別表第二第一号 5)	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業の保守及び管理体制並びに障害時の対応要員を今後1.2倍程度に増加させることを計画していることから、必要な対応体制が整備されると認められる。
関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。(開設指針別表第二第一号 6)	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において無線従事者を適切に配置しており、その従事者を活用することとしていることから、無線従事者を適切に配置すると認められる。
電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。(開設指針別表第二第一号 7)	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において、法令遵守、個人情報保護等に関する内部規程の策定や内部委員会の設置を行っており、また、顧客への対応について現状の1.2倍程度の要員増加を計画していることから、関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すると認められる。
混信等の防止		
既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第二号 1)	適	申請者は、3.9世代移動通信システムに係る情報通信審議会の答申にのっとり、サイトエンジニアリングの実施、フィルタの挿入等により対応することを計画していることから、混信等を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。

既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第二号2)	適	申請者は、現在営んでいる携帯電話事業において、干渉調整フローに基づき、適切な干渉対策を講じており、今後も事前協議を行った上で、対策を講ずることを計画していることから、混信等を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
電波の能率的な利用の確保		
開設計画の認定の日から5年以内に、総合通信局の管轄区域ごとの3.9世代移動通信システム等のカバー率がすべて100分の50以上になるように3.9世代移動通信システム等の基地局等を配置するための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第三号1)	適	申請者は、総合通信局の管轄区域ごとの3.9世代移動通信システム等のカバー率がすべて100分の50以上になるように、平成23年11月にLTEの基地局の運用を開始し、平成26年6月末までに当該基地局を29,361局開設してカバー率を96.5%(同年度末においても同数)とする合理的かつ具体的な計画を有していることから、適当と認められる。
申請者に係る第3世代移動通信システムを使用する電気通信業務を行うことを目的とする無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること(開設指針第四項及び別表第二第三号1に掲げる事項を除く)。(開設指針別表第二第三号2)	適	申請者は、小セル化の実施等により電波の能率的な利用に努めるとともに、既存の携帯電話事業に係る基地局等の増設についての具体的な計画や3.5世代移動通信システムのマルチキャリア化技術の導入の計画を有していることから、電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与		
第3世代移動通信システムに係る電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許又は開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による第3世代移動通信システムの利用を促進するための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第四号1)	適	申請者は、現在営んでいる第3世代移動通信システムに係る電気通信業務においてMVNOのための一元的な窓口の設置や卸標準プランの公表の実績を有している。また、LTEについても卸標準プランを公表し、MVNOによるサービス提供が自社のサービス開始から遅滞なく開始できるよう提供条件を整備すること等を計画していることから、MVNOによる第3世代移動通信システム

		の利用を促進するための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。
別表第二第四号 1 のほか、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること。(開設指針別表第二第四号 2)	適	申請者は、携帯電話におけるブロードバンドサービスによる伝送速度の向上を計画していること等から、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すると認められる。
開設計画が確実に実施される見込みがあること（法第二十七条の十三第四項第二号）	適	基地局の整備、資金の調達、体制の整備等に係る計画の合理性、具体性等から、開設計画が確実に実施される見込みがあると認められる。
開設計画に係る通信系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること（法第二十七条の十三第四項第三号）	適	申請者が周波数の使用を希望している区域内や運用開始の予定期日以降において、1,475.9MHz を超え 1,485.9MHz 以下 又は 1,485.9MHz を超え 1,495.9MHz 以下の周波数を使用して開設する無線局はなく、周波数の割当ては可能であると認められる。

3.9世代移動通信システムの導入のための 特定基地局の開設に関する指針に規定する要件

一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則第 49 条の 6 の 3、第 49 条の 6 の 4、第 49 条の 6 の 5、第 49 条の 6 の 9 又は第 49 条の 6 の 11 に規定する技術基準に係る無線設備（以下「第 3 世代移動通信システム」という。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第 1 号に規定する周波数を使用するものとする。

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

- 1 当該特定基地局に使用させることとする周波数は、1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下及び 1,844.9MHz を超え 1,854.9MHz 以下の周波数とする。
- 2 当該特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。
ただし、次の(1)又は(2)に掲げる期間において、当該(1)又は(2)に定める周波数を使用する場合には、総務大臣が別に定める区域※を除く。
 - (1) 平成 21 年 4 月 3 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,477 MHz を超え 1,487 MHz 以下又は 1,491 MHz を超え 1,510.9 MHz 以下の周波数
 - (2) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 1,503.35 MHz を超え 1,510.9 MHz 以下の周波数

※総務大臣が別に定める区域

(1)平成 21 年 4 月 3 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

周 波 数	区 域
1,477MHz を超え 1,487MHz 以下の周波数	北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域（長野県の区域を除く。）
1,491MHz を超え 1,501MHz 以下の周波数	関東総合通信局、信越総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域（新潟県の区域を除く。）
1,501MHz を超え 1,510.9MHz 以下の周波数	全国

(2)平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

周 波 数	区 域
1, 503. 35MHz を超え 1, 510. 9MHz 以下の周波数	北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域

三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

当該特定基地局を配置する者は、開設計画の認定の日から 5 年以内に、総合通信局の管轄区域ごとの当該特定基地局のカバー率がすべて百分の五十以上になるように当該特定基地局を配置しなければならない。

四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

小セル化、適応多値変調方式その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

2 開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行われなければならない。ただし、地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を 1 の申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。

- (1) 申請することができる周波数の帯域幅は、10MHz 又は 15MHz とする。
- (2) 開設計画の認定の申請に当たっては、無線局免許手続規則第四章に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が 1 から 4 までの場合は当該申請に対してするものとする。なお、当該認定に係る電波法第 27 条の 13 第 3 項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

- (1) 申請者が、本開設指針に係る 2 以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。
- (2) 申請者が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員（組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相

当する者を含む。以下同じ。)ではないこと。

- (3) 申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。
- (4) 申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)(申請者と地域ごとに連携する者を除く。)が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。この場合において、1の者が議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者は申請者が議決権の3分の1以上を保有する者と、1の者の議決権の3分の1以上を保有する者の議決権の3分の1以上を保有する者は申請者の議決権の3分の1以上を保有する者とみなす。

別表第二

一 開設計画の適切性、計画実施の確実性

- 1 広範な地域において電気通信役務を提供するための合理的かつ具体的な特定基地局を配置する計画を有していること。
- 2 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力を有していること。
- 3 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していること。
- 4 特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。
- 5 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。
- 6 関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。
- 7 電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。

二 混信等の防止

- 1 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していること。
- 2 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。

三 電波の能率的な利用の確保

- 1 開設計画の認定の日か５年以内に、総合通信局の管轄区域ごとの 3.9 世代移動通信システム等のカバー率がすべて百分の五十以上になるように 3.9 世代移動通信システム等の基地局等を配置するための合理的かつ具体的な計画を有していること。
- 2 申請者に係る第３世代移動通信システムを使用する電気通信業務を行うことを目的とする無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること。

四 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

- 1 第３世代移動通信システムに係る電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許又は開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による第３世代移動通信システムの利用を促進するためのより合理的かつ具体的な計画を有していること。
- 2 １のほか、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること。

3.9 世代移動通信システムの導入のための 特定基地局の開設に関する指針の概要

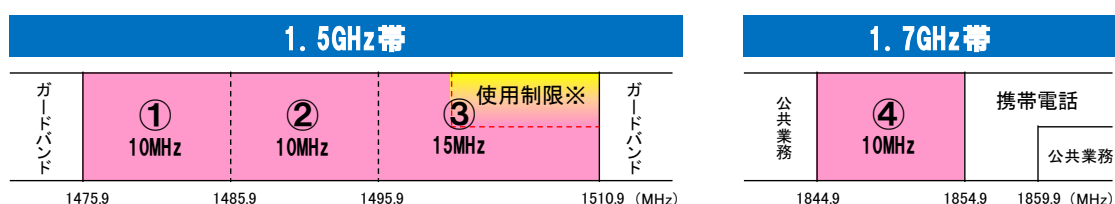
より高速・大容量のワイヤレスブロードバンド環境を実現するとともに、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、3.9 世代移動通信システムを導入するため、次の方針により開設計画の認定を行う。

- (1) 1.5GHz 帯及び 1.7GHz 帯について、新規参入希望者・既存事業者を問わず、最大 4 者に対して、10MHz 又は 15MHz を割り当てる。
- (2) 認定の日から 5 年以内に、割当周波数帯において、各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内の 3.9 世代移動通信システム等のカバー率（3.9 世代移動通信システム^{（注 1）}に加え、3.5 世代移動通信システムの高度化システム^{（注 2）}によるサービス提供が可能な地域の人口の割合）が 50%以上になる計画を有することを要件とする。

（注 1）100Mbps 以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム

（注 2）40Mbps 以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム

- (3) 様々な 3.9 世代移動通信システムの導入シナリオに柔軟に対応可能とするため、第 3 世代、3.5 世代移動通信システムの使用も認める。



※東名阪等について、デジタル MCA の使用期限である平成 26 年 3 月末まで使用不可。

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年6月10日

放送普及基本計画の一部変更案について
(平成21年6月10日 諮問第25号)

[コミュニティ放送に係る規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地域放送課

(上野係長)

電話：03-5253-5810

放送普及基本計画の一部変更案について

1 改正の背景

コミュニティ放送局は、市区町村の一部の区域において、生活情報、行政情報、観光情報等の地域に密着した情報を提供するため、平成 4 年 1 月に制度化された超短波放送局であり、空中線電力は原則として 20W 以下で必要な放送エリアをカバーできる必要最小限のものとしている。

市町村合併により面積が拡大し、現在の空中線電力の上限値では市町村をカバーするために十分でない場合には、中継局を設置することなどにより、カバー率の向上を図るコミュニティ放送局も出てきているところである。

しかし、放送を行おうとする地域の世帯カバー率の向上の技術的対応として空中線電力を増加する方法以外にないような場合における例外的な空中線電力の措置に関する要望が寄せられている。一方で、コミュニティ放送局は全国的に増え続けており、未開局の市区町村における新規開局機会の確保も必要と考えられる。

このような要望等に応え、電波法関係審査基準において周辺の市区町村における新規開局計画への影響がない等の空中線電力に関し例外的な措置を可能とする際の審査基準を明確化することとしているが、例外的な措置を認めることとすると放送普及基本計画において規定されている「放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する」ことに支障を及ぼす懸念がある。

したがって、放送普及基本計画において、コミュニティ放送の「空中線電力の値を必要最小限のものとする」旨の規定を追加しようとするものである。

2 改正案の概要

コミュニティ放送について、できるだけ多くの者に対し放送を行う機会を開放する手段として、「空中線電力の値を必要最小限のものとする」旨の規定を追加する。

3 施行期日

平成 21 年 7 月 公布・施行（予定）

コミュニティ放送の概要

- コミュニティ放送は、市区町村の一部の区域において、生活情報、行政情報、観光情報等の地域に密着した情報を提供するため、平成4年に制度化された超短波(FM)放送局であり、45都道府県で227局(平成21年3月)が開局。(※1)
 - ※1 地域によりFM放送用の周波数が逼迫してきており、東京23区や大阪市等においては、既に新規開局が困難
- コミュニティ放送は、放送区域及び空中線電力を原則として20W以下に限定する代わりに(※2)、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能とする等の特徴がある。
 - ※2 放送区域は概ね半径5km程度

改正の概要

《空中線電力の例外的措置について》

- 空中線電力の例外的措置(20Wを超える増力)を認める要件を規定 ……(電波法関係審査基準の改正にて措置)
 - (ア) 他の無線局に混信を与えないものであること
 - (イ) 世帯カバー率の向上の技術的方法として増力以外にない、あるいは増力が最適であると認められること
 - (ウ) 周辺の市区町村の新規開局の計画並びに協会及び県域放送を行う一般放送事業者の中継局の設置計画に影響を与えないと認められること
 - (エ) 放送を行おうとする地域以外の地域における放送区域ができる限り小さくなるよう、最大限の措置を講じられていること
- 放送普及基本計画において、コミュニティ放送について、できるだけ多くの者に対し放送を行う機会を開放する手段として、「空中線電力の値を必要最小限のものとする」旨の規定を追加(特出し)する。
 - …(放送普及基本計画の改正(本諮問案件))

《中継局の異周波数の使用について》

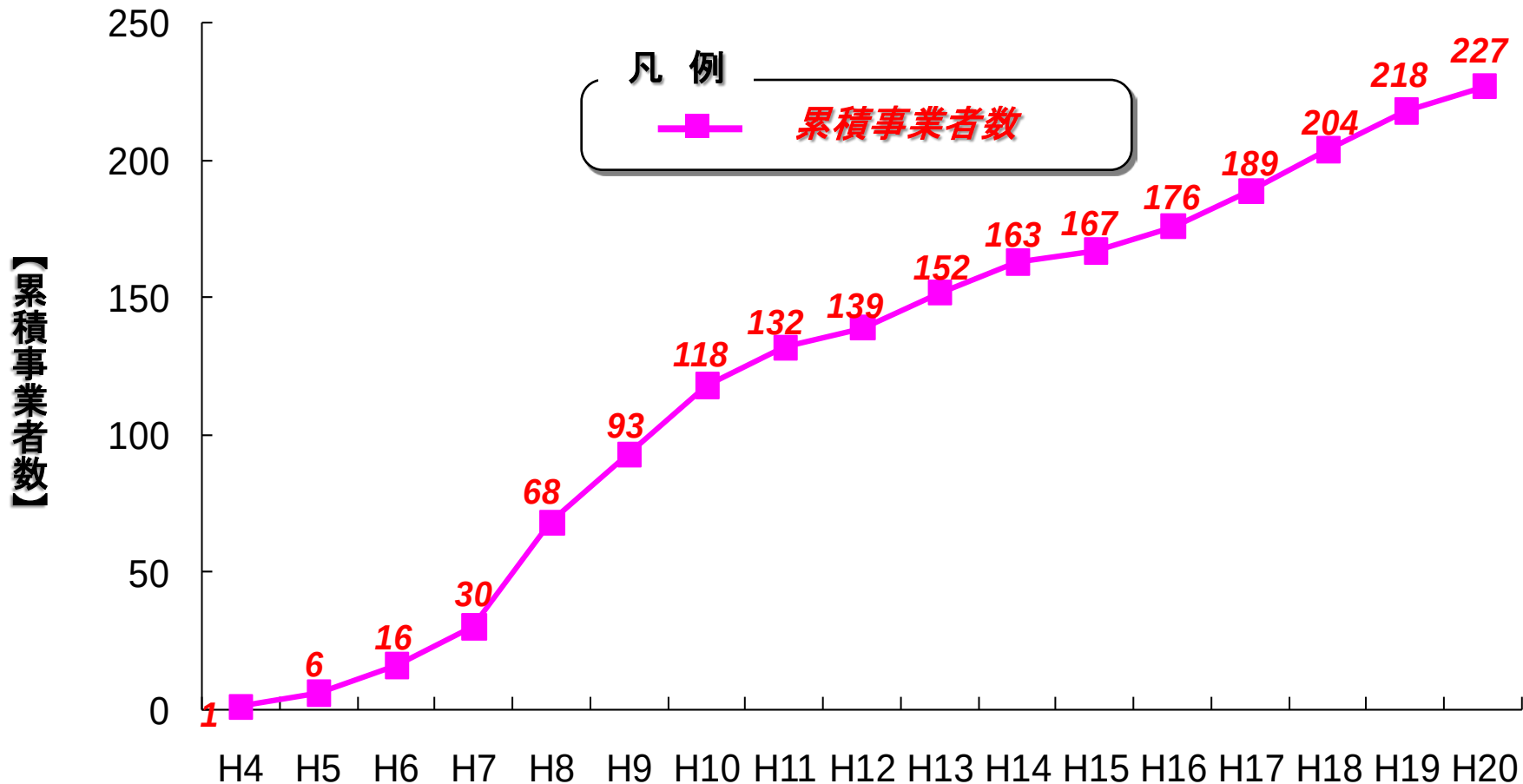
- 中継局について、親局と同一周波数を使用することが技術的に困難な場合等に限り、異周波数の使用を認めることを規定
 - …(電波法関係審査基準の改正にて措置)

スケジュール

- 答申受領後、放送普及基本計画を改正し、官報に掲載する。

コミュニティ放送局の増加状況について

- ✦ 平成4年度以降、数次の規制緩和や大規模災害の発生等に併せて、順調に普及。
- ✦ 一方で、コミュニティFM放送は全国の市区町村で約220局しか設置されておらず、近年、小規模な自治体も含め、全国的に急速に増加しており、現在も100局弱の開局相談を受けているところ。



注1 平成21年3月31日現在（免許日ベース）

注2 平成21年3月までに12事業者が廃止。

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年6月10日

特別衛星放送に係る委託放送業務の認定について
(平成21年6月10日 諮問第26号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星放送課

(井田課長補佐、田中係長、松元係長)

電話：03-5253-5799

特別衛星放送に係る委託放送業務の認定について

1 申請受付

総務省は、平成21年2月24日から同年3月23日までの間、特別衛星放送に係る委託放送業務の申請を受け付けた（申請概要は別紙1のとおり）。

2 審査

(1) 放送大学学園

放送大学学園については、放送法第52条の13第1項第1号から第5号（イからハまでを除く。）まで、放送法施行規則第17条の8及び放送法関係審査基準（平成13年総務省訓令第68号。以下「審査基準」という。）第6条の規定に適合するものと認められた。

(2) 一般放送事業者

一般放送事業者については、放送法第52条の13第1項第1号から第5号まで、放送法施行規則第17条の8並びに審査基準第6条及び第7条の規定に基づき審査を行い、別紙2及び別紙3のとおり認定及び認定拒否を行うことが適当であると認められた。

認定することが適当と認められた申請（9者・HDTV12番組等）

申請者名	認定に係る番組及び スロット数	使用する 周波数
放送大学学園 （理事長 御手洗 康）	高精細度テレビジョン放送1番組 超短波放送1番組 16スロット	BS放送第11チャンネル
株式会社スター・チャンネル （代表取締役会長 植村 伴次郎）	高精細度テレビジョン放送2番組 26スロット	BS放送第7チャンネル
株式会社アニマックスブロードキャスト・ジャパン （代表取締役社長 滝山 正夫）	高精細度テレビジョン放送1番組 16スロット	BS放送第7チャンネル
株式会社WOWOW （代表取締役社長 和崎 信哉）	高精細度テレビジョン放送2番組 48スロット	BS放送第5チャンネル
財団法人競馬・農林水産情報衛星通信機構 （理事長 山崎 毅紀）	高精細度テレビジョン放送1番組 16スロット	BS放送第19チャンネル
株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング （代表取締役社長 鷹羽 正好）	高精細度テレビジョン放送2番組 32スロット	BS放送第19チャンネル
株式会社ビーエスFOX （代表取締役社長 小泉 喜嗣）	高精細度テレビジョン放送1番組 16スロット	BS放送第11チャンネル
株式会社キッズステーション （代表取締役社長 内田 康幸）	高精細度テレビジョン放送1番組 24スロット	東経110度CS放送 ND8チャンネル
マルチチャンネルエンターテイメント株式会社 （代表取締役社長 新巻 康彦）	高精細度テレビジョン放送1番組 16スロット	BS放送第11チャンネル

注1 申請受付順に記載。

注2 番組欄については主たる番組のみを掲載。

注3 複数番組について認定を受ける者に係るスロット数は合計スロット数を記載。

注4 株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティングについては高精細度テレビジョン放送3番組について申請があったところ、2番組について認定し、1番組については認定を拒否することが適当であると認められた。

注5 株式会社ビーエスFOXについては、BS放送用周波数及び東経110度CS放送用周波数のそれぞれについて異なる放送番組の認定申請があったところ、BS放送用周波数に係る申請のみ認定し、東経110度CS放送用周波数に係る申請については認定を拒否することが適当であると認められた。

認定を拒否することが適当であると認められた申請（21者・HDTV21番組等）

申請者名	認定拒否に係る番組
株式会社衛星劇場	高精細度テレビジョン放送1番組
東映衛星放送株式会社	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社ミステリチャンネル	高精細度テレビジョン放送1番組
日本映画衛星放送株式会社	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社ビーエスIMAGICA（設立中）	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社IMAGICAティーヴィ	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社ミュージック・オン・ティーヴィ	高精細度テレビジョン放送1番組
日活株式会社	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社釣りビジョン	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社ジャパンイメージコミュニケーションズ	高精細度テレビジョン放送1番組
ジュピターサテライト放送株式会社	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社シーエス・ワンテン	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社ビーエスFOX	高精細度テレビジョン放送1番組
BSコリア株式会社（設立中）	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社QVCサテライト	高精細度テレビジョン放送1番組
SCサテライト放送株式会社	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社スペースシャワーネットワーク	高精細度テレビジョン放送1番組
株式会社シー・ティ・ビー・エス	高精細度テレビジョン放送1番組
ブロードキャスト・サテライト・ディズニー株式会社（設立中）	高精細度テレビジョン放送1番組
BBCワールドワイドチャンネルズジャパン株式会社（設立中）	高精細度テレビジョン放送1番組

注1 申請受付順に記載。

注2 番組欄については主たる番組のみを掲載。

注3 株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティングについては高精細度テレビジョン放送3番組について申請があったところ、2番組について認定し、残る1番組については認定を拒否することが適当であると認められた。

注4 株式会社ビーエスFOXについては、BS放送用周波数及び東経110度CS放送用周波数のそれぞれについて異なる放送番組の認定申請があったところ、BS放送用周波数に係る申請のみ認定し、東経110度CS放送用周波数に係る申請については認定を拒否することが適当であると認められた。

申請概要

受付順序 申請者名	1	2	3	4	5	6	7
	株式会社衛星劇場	株式会社スター・チャンネル	東映衛星放送株式会社	株式会社アニマックスブロードキャスト・ジャパン	株式会社ミステリチャンネル	株式会社WOWOW	日本映画衛星放送株式会社
代表者名	代表取締役社長 久松 猛朗	代表取締役会長 植村 伴次郎	代表取締役社長 福原 英行	代表取締役社長 滝山 正夫	代表取締役社長 滝山 正夫	代表取締役社長 和崎 信哉	代表取締役社長 杉田 成道
出資者及び議決権比率	松竹株式会社：100%	伊藤忠商事株式会社：25.0% 株式会社東北新社：25.0% ニューズコーポレーション・ジャパン株式会社：25.0% ソニー株式会社：25.0%	東映株式会社：33.3% 東映ビデオ株式会社：23.3% 東映ラボ・テック株式会社：16.7% 東映アニメーション株式会社：16.7%	株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント：66.0% 株式会社トムス・エンタテインメント：8.5% 東映アニメーション株式会社：8.5% 株式会社サンライズ：8.5% 株式会社日本アドシステムズ：8.5%	株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント：100%	株式会社フジテレビジョン：9.96% 株式会社東京放送：9.69% 日本テレビ放送網株式会社：9.07%	株式会社フジテレビジョン：30.0% 株式会社ソニー放送メディア：15.0% ブロードメディア株式会社：15.0% 東宝株式会社：15.0% 株式会社角川映画：15.0%
希望周波数及びスロット数							
東経110度GS放送ND8チャンネル	○ (24 スロット)		○ (16 スロット)		○ (24 スロット)		② (18 スロット)
BS放送第5,第7,第11チャンネル		○ (26 スロット)		○ (16 スロット)		○ (48 スロット)	① (16 スロット)
BS放送第19チャンネル							③ (16 スロット)
番組数	HDTV 1番組	HDTV 2番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 2番組	HDTV 1番組
有料放送/無料放送							
有料放送を含む放送	○	○	○	○	○	○	○
有料放送を含む放送以外の放送							
番組概要							
(A) 特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上等を目的とするもの	「衛星劇場」(A)又は「ホームドラマチャンネル」(B)を希望。		「東映チャンネル」(A)を希望。		「ミステリチャンネル」(B)を希望。		「時代劇専門チャンネル」(A)を希望。
(B) 一般衛星放送等における既存の放送番組を新たに特別衛星放送においても放送することを目的とするもの	「スター・チャンネル プラス」(A)及び「スター・チャンネル クラシック」(A)を希望。				新規番組2番組を希望。		

受付順序 申請者名	8	9	10	11	12	13	14
	財団法人競馬・農林水産情報 衛星通信機構	株式会社ビーエスIMAGICA (設立中)	株式会社IMAGICAティーヴィー	株式会社ミュージック・オン・ ティーヴィー	日活株式会社	株式会社釣りビジョン	株式会社ジャパニメーションズ
代表者名	理事長 山崎 毅紀	発起人 株式会社IMAGICAティーヴィー 代表取締役 星 正人	代表取締役社長 星 正人	代表取締役社長 御領 博	代表取締役社長 佐藤 直樹	代表取締役社長 有澤 徹	代表取締役社長 中山 潤三
出資者及び議決権比率	—	株式会社IMAGICAティーヴィー： 100%	株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス：100%	株式会社ソニー・ミュージック エンタテインメント：66.7% 株式会社ソニー・放送メディア ：33.3% スカパーJSAT株式会社： 16.8%	日本テレビ放送網株式会社： 34.0% 株式会社インデックス・ホール ディングス：23.4% スカパーJSAT株式会社： 16.8%	ブロードメディア株式会社： 57.9% 株式会社光通信：28.1% 株式会社シモノ：11.7%	セコム株式会社：95.54%
希望周波数及びスロット数							
東経110度CS放送ND8 チャンネル	① (24 スロット)			○ (24 スロット)	○ (24 スロット)	① (24 スロット)	① (16 スロット)
BS放送第5,第7,第11チャ ンネル	② (16 スロット)	○ (16 スロット)	○ (16 スロット)			② (16 スロット)	② (16 スロット)
BS放送第19チャンネル	③ (16 スロット)					③ (16 スロット)	
番組数	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組 SDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組
有料放送/無料放送							
有料放送を含む放送	○		○	○	○	○	○
有料放送を含む放送以 外の放送		○					
番組概要	「グリーンチャンネル」(B)を希 望。 (A) 特別衛星放送における 既存の放送番組の画質 の向上等を目的とする もの (B) 一般衛星放送等におけ る既存の放送番組を新 たに特別衛星放送にお いても放送することを目 的とするもの						「MONDO21」(B)を希望

受付順序 申請者名	15	16	17	18	19	20	21
代表者名	ジュピターサテライト放送株式会社 代表取締役社長 竹岡 哲朗	株式会社シーエス・ワンテン 代表取締役社長 浅地 泰裕	株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング 代表取締役社長 鷹羽 正好	株式会社ピーエスFOX 代表取締役社長 小泉 喜嗣	BSコリア株式会社(設立中) 発起人 KNTV株式会社 代表取締役社長 小川 義章	株式会社QVCサテライト 代表取締役社長 佐々木 迅	SOサテライト放送株式会社 代表取締役社長 須田 真司
出資者及び議決権比率	株式会社ジュピターテレコム：50.0% SCメディアコム株式会社：50.0%	株式会社テレビ朝日：33.0% 株式会社日立製作所：16.0% 株式会社日本ケーブルテレビジョン：12.0% 株式会社衛星チャンネル：12.0%	有限会社ジュピタースポーツ：33.4% 伊藤忠商事株式会社：15.1% スカパーJSAT株式会社：15.0%	FOXインターナショナル・チャンネルズ株式会社：100%	KNTV株式会社：100%	株式会社QVCジャパン：100%	SCメディアコム株式会社：93.72%
希望周波数及びスロット数				第一委託業務			
東経110度CS放送ND8チャンネル	○ (24 スロット)	○ (24 スロット)		○ (24 スロット)			
BS放送第5,第7,第11チャンネル			① (48 スロット)	① (16 スロット)	① (16 スロット)	① (16 スロット)	② (16 スロット)
BS放送第19チャンネル			② (48 スロット)	② (16 スロット)	② (16 スロット)	② (16 スロット)	① (16 スロット)
番組数	HDTV 1番組 SDTV 1番組	HDTV 1番組 SDTV 1番組	HDTV 3番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組
有料放送/無料放送							
有料放送を含む放送	○	○	○	○	○	○	○
有料放送を含む放送以外の放送							
番組概要 (A) 特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上等を目的とするもの (B) 一般衛星放送等における既存の放送番組を新たに特別衛星放送においても放送することを目的とするもの	「ディスカバリーチャンネル」「(A)及び「アニマルプラネット」(A)(SD)を希望。」	「テレビ朝チャンネル」「(A)及び「ザ・ゴルフチャンネル」(A)(SD)を希望。」	「J sports 1」「(A)」「J sports 2」(A)及び「J sports ESPN」(A)を希望。」	「FOX」(A)及び「FOXライフ」(B)の混合編成を希望。」	「KNテレビジョン」(B)を希望。」	「QVC(キュー・ヴィー・シー)」(A)を希望。」	「Jスポーツチャンネル」(A)を希望。」

受付順序 申請者名	22 株式会社キッズステーション	23 株式会社スペースシャワー ネットワーク	24 株式会社シー・ティ・ビー・エ ス	25 マルチチャンネルエンターテイ メント株式会社	26 ブロードキャスト・サテライト・ ディズニー株式会社(設立中)	27 BBCワールドワイドチャンネル ズジャパン株式会社(設立中)	— 放送大学学園
代表者名	代表取締役社長 内田 康幸	代表取締役社長 金森 清志	代表取締役社長 井川 泉	代表取締役社長 新巻 康彦	発起人 株式会社 ウォルト・ディズニー・ジャパン 代表取締役社長 ポール・キャンランド	発起人 株式会社 BBCワールドワイドジャパン 代表取締役社長 輪座 克彦	理事長 御手洗 康
出資者及び議決権比率	三井物産株式会社：67.0% 株式会社東京放送：16.0% 株式会社ジューピターテレコム：15.0%	伊藤忠商事株式会社：50.49% スカパーJSAT株式会社：9.98% 株式会社東京放送：10.0% 三井物産株式会社：10.0% 株式会社リクルート：10.0% 株式会社電通：10.0% 株式会社ピーエス・アイ：10.0%		株式会社スカパーJ-SATホー ルディングス：100%	株式会社：100%	BBCワールドワイドジャパン 株式会社：100%	—
希望周波数及びスロット数							
東経110度CS放送ND8 チャンネル	○ (24 スロット)		○ (24 スロット)				
BS放送第5,第7,第11チャ ンネル		② (16 スロット)		○ (16 スロット)	○ (16 スロット)	① (16 スロット)	○ (16 スロット)
BS放送第19チャンネル		① (16 スロット)				② (16 スロット)	
番組数	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組 SDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組 超短波 1番組
有料放送/無料放送							
有料放送を含む放送	○	○	○	○		○	
有料放送を含む放送以 外の放送					○		○
番組概要 (A) 特別衛星放送における 既存の放送番組の画質 の向上等を目的とする もの (B) 一般衛星放送等におけ る既存の放送番組を新 たに特別衛星放送にお いても放送することを目 的とするもの	「キッズステーション」(A)を希 望。 「ミュージックビデオ専門」 VMC」(B)を希望。	「TBSニュースバード」(A)及び 「C-TBSが放送している有料 放送チャンネルのいずれか」 (A) (SD)を希望。	「スガチャン804」(A)を希望。 新規番組1番組を希望。	「スカチャン804」(A)を希望。 新規番組1番組を希望。	「放送大学テレビ」(B)及び「放 送大学ラジオ」(B)を希望。		

- 注 1 申請受付順に記載。
- 注 2 出資者及び議決権比率の欄については上位 3 位まで掲載。ただし、議決権比率が 5 %未満のものについては掲載を省略。
- 注 3 希望周波数及びスロット数の欄において、「①」、「②」又は「③」とあるのは、周波数の希望順位を表す。
- 注 4 番組数の欄は主たる編成について記載。(例：いわゆるマルチ編成による申請の場合には、主たる編成の時間帯における番組のみを掲載。)
- 注 5 番組概要の欄において、(SD) の記載がないテレビ番組は HDTV である。

平成21年6月10日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成21年6月10日 付議第5号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(山田電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成 21 年 5 月 13 日

2 異議申立人

アマチュア無線家ら 115 名

3 異議申立てに係る処分

平成 21 年 3 月 17 日に官報告示（総務省告示第 135 号）した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

○ 平成 21 年 3 月 17 日付け総務省告示第 135 号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社コレガ
型式名 CG-PLCHD04GR
指定番号 第AT-08012 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 NECエンジニアリング株式会社
型式名 E21-04686
指定番号 第AT-09001 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社バッファロー
型式名 PL2-UPA-L1
指定番号 第CT-08001 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニック電工株式会社
型式名 DHD0100
指定番号 第ET-09001 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 PL-LS11
指定番号 第HT-08005 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 PL-LS14
指定番号 第HT-08006 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 BL-PA304
指定番号 第HT-08007 号

4 異議申立ての趣旨及び理由

広帯域電力線搬送通信設備が2MHz～30MHzの周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、平成21年3月17日に官報に告示した型式指定処分の取消しを求めるもの。

5 備考

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第100条第1項第1号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第100条第1項第1号カッコ書き及び電波法施行規則第44条第1項第1号（1））。

(参照条文)

○ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（電波監理審議会への付議）

第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

（高周波利用設備）

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

○ 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

（通信設備）

第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kH_z以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの
 - (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。

- 二 屋内において、2MH_zから30MH_zまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）